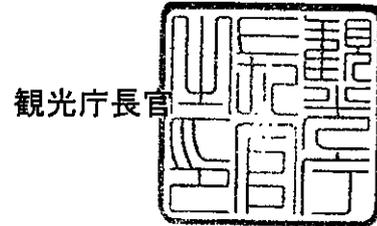
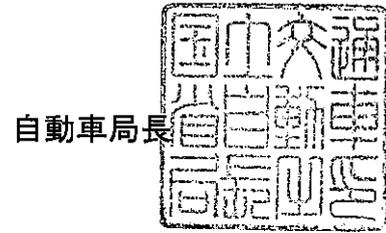


国自旅第692号の2
観産第582号の2
平成25年4月2日

社団法人全国旅行業協会会長 殿



高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行について（周知・要請）

標記について、別添のとおり、旅行者、会員制高速バスの主催団体及び貸切バス事業者に対して周知・要請を行ったところです。

については、貴団体におかれても、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に向け、引き続き、ご協力をお願いいたします。

別紙

国自旅第692号
観産第582号
平成25年4月2日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
観光庁長官

高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に係る周知の徹底について

高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の新高速乗合バスへの移行については、「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」（平成24年7月31日付け国自旅第238号、観産第188号）を通知したところであるが、今般、全ての関係者に対してあらためて周知を徹底するため、別添通知例を参考に、管内の高速ツアーバスを企画実施している旅行業者、会員制高速バスの主催団体及び貸切バス事業者に対して、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行について周知するとともに、適切に指導されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、高速ツアーバス連絡協議会会長、一般社団法人日本旅行業協会会長及び社団法人全国旅行業協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

(通知例1)

平成 年 月 日 番号

高速ツアーバスを企画実施する第1種旅行業者の代表者 あて
会員制高速バスの主催団体の代表者 あて
貸切バス事業者の代表者 あて

地方運輸局長
沖縄総合事務局長

高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行について（周知・要請）

1. 移行に係る経緯

高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）については、「バス事業のあり方検討会」報告書の内容を踏まえ、昨年4月2日に新たな高速乗合バスへの一本化を進める方針を国土交通省として決定しました。その後、同年同月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保措置等の見直しを行った上で新高速乗合バス制度（別紙1）を同年7月31日に制定し、これに基づき、1年以内を目標に高速ツアーバス等を新高速乗合バスにできるだけ速やかに移行させることとしました。

これらの経緯については、高速ツアーバス等の関係者宛てに発出した「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」（平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号、別紙2）において詳細を説明し、併せて、新高速乗合バスへの移行を要請したところです。

2. 移行の再要請

今般、上記通達において期限とした本年7月末が近づき、今後、移行される事業者におかれては、各種手続きを進めて頂くことが必要となっていることを踏まえ、旅行者、会員制高速バスの主催団体及び貸切バス事業者の皆様に対し、あらためて本年7月末までに移行を実施して頂くよう要請いたします。

3. 移行のための手続き

本年8月以降、高速ツアーバス等の運行は認められないこととなるため、現在、高速ツアーバス等を運行している事業者において、これに代わり新高速乗合バスの運行を開始する場合には、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可等を取得して頂く必要があります。

4. 移行に係る問い合わせ

現在の運行形態が、高速ツアーバス等に該当するものであるか否か、一般貸切旅客自動車運送事業として引き続き行うことが可能なものであるか否か等については、「「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号、別紙3）を参照して頂くとともに、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に関して、さらにご不明な点等がありましたら、国土交通省自動車局旅客課乗合バス班、最寄りの地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課又は運輸支局若しくは沖縄総合事務局運輸部陸上交通課にお問い合わせください。

(通知例2)

平成 年 月 日
番号

都道府県旅行業担当部長 あて

地方運輸局長
沖縄総合事務局長

高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に係る周知の徹底について（お願い）

高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の新高速乗合バスへの移行については、「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」（平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号）により示したところですが、今般、全ての関係者に対してあらためて周知を徹底するため、貴職におかれては、別添通知例を参考に、高速ツアーバスを企画実施している旅行業者（貴（都道府）県において登録している者）に対して、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行について周知するとともに、適切な指導をして頂くようお願いいたします。

(通知例)

番号

平成 年 月 日

高速ツアーバスを企画実施する第2種旅行業者の代表者 あて

都道府県旅行業担当部長

高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行について（周知・要請）

1. 移行に係る経緯

高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）については、「バス事業のあり方検討会」報告書の内容を踏まえ、昨年4月2日に新たな高速乗合バスへの一本化を進める方針を国土交通省として決定しました。その後、同年同月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保措置等の見直しを行った上で新高速乗合バス制度（別紙1）を同年7月31日に制定し、これに基づき、1年以内を目標に高速ツアーバス等を新高速乗合バスにできるだけ速やかに移行させることとしました。

これらの経緯については、高速ツアーバス等の関係者宛てに発出した「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」（平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号、別紙2）において詳細を説明し、併せて、新高速乗合バスへの移行を要請したところです。

2. 移行の再要請

今般、上記通達において期限とした本年7月末が近づき、今後、移行される事業者におかれては、各種手続きを進めて頂くことが必要となっていることを踏まえ、旅行業者、会員制高速バスの主催団体及び貸切バス事業者の皆様に対し、あらためて本年7月末までに移行を実施して頂くよう要請いたします。

3. 移行のための手続き

本年8月以降、高速ツアーバス等の運行は認められないこととなるため、現在、高速ツアーバス等を運行している事業者において、これに代わり新高速乗合バスの運行を開始する場合には、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可等を取頂いて頂く必要があります。

4. 移行に係る問い合わせ

現在の運行形態が、高速ツアーバス等に該当するものであるか否か、一般貸切旅客自動車運送事業として引き続き行うことが可能なものであるか否か等については、「「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」（平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号、観観産第305号、別紙3）を参照して頂くとともに、高速ツアーバス等の新高速乗合バスへの移行に関して、さらにご不明な点等がありましたら、国土交通省自動車局旅客課乗合バス班、最寄りの地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課又は運輸支局若しくは沖縄総合事務局運輸部陸上交通課にお問い合わせください。

国自旅第238号
観観産第188号
平成24年7月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
観光庁長官

高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について

高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）については、「バス事業のあり方検討会」報告書の内容を踏まえ、本年4月2日に新たな高速乗合バスへの一本化を進める方針を国土交通省として決定したところであり、本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保措置等の見直しを行った上で別添（略）のとおり新たな高速乗合バス制度を本日制定したところである。

については、別添通知例を参考に、管内の高速ツアーバス等の関係者に対し、今後1年以内を目標に高速ツアーバス等から高速乗合バスへできるだけ速やかに移行するよう指導するとともに、関係者からの相談に適切に対応するなど、早期移行を支援されたい。

(通知例 1)

番号

平成 24 年 7 月 31 日

高速ツアーバスを企画実施する第 1 種旅行業者の代表者

会員制高速バスの主催団体の代表者

高速ツアーバス・会員制高速バスの運行を行う貸切バス事業者の代表者 あて

地方運輸局長

高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について (要請)

高速バスはバス産業における成長分野であり、我が国の基幹的な公共交通機関として地域間交流の拡大を支える存在となっています。従来から都市間バス輸送を担ってきた高速乗合バス^(注1)に加え、近年、高速ツアーバス^(注2)及び会員制高速バス^(注3)(以下「高速ツアーバス等」という。)が急速に輸送人員を伸ばしてきました。一方で、高速ツアーバス等については、急速な拡大の中で、法令が十分に遵守されていない場合があるとの指摘や実質的に同様のサービスを提供する高速乗合バスと高速ツアーバス等の両業態に規制の差があるのは問題であるとの指摘を踏まえ、国土交通省においては、「バス事業のあり方検討会」を設置し、高速バスをめぐる問題への対応について検討を進めて来ました。本年 4 月に公表された同検討会の最終報告においては、「高速ツアーバスは、高速乗合バスと実質的に同様のサービスを提供しているが、もともと道路運送法では必ずしも想定されていなかったビジネスモデルであるため、高速乗合バスに対する規制が適用されていない。この結果、安全性、利便性等の面で様々な問題が生じていることが指摘されており、実際の運行の過程で法令に違反したり、利用者から苦情が寄せられるケースなども生じている。このような状況を是正するためには、その運行の実態に応じた規制を適用することが必要であり、利用者の契約の相手方が運送事業者として安全確保の責任を負うなど、基本的に、高速乗合バスと同様の規制の下で運行が行われるべきと考えられる。」旨が指摘されたところです。

このため、国土交通省においては、高速ツアーバス等については、「バス事業のあり方検討会」報告書の内容を踏まえ、本年 4 月 2 日に新たな高速乗合バスへの一本化を進める方針を決定したところであり、4 月 29 日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保措置等の見直しを行った上で、別添のとおり新たな高速乗合バス制度を本日制定したところです。

については、今後1年以内を目標に貴社が企画実施、主催又は運行する高速ツアーバス等を高速乗合バスにできるだけ速やかに移行するよう要請致します。

なお、高速乗合バスへの移行に関して不明の点などがあれば、国土交通省自動車局旅客課乗合班又は最寄りの地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課若しくは沖縄総合事務局運輸部陸上交通課にお問い合わせ下さい。また、今後、高速乗合バスへの移行に関する調査や関係者ヒアリングを実施する予定であることを申し添えます。

（注1）高速乗合バス：

一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するいわゆる高速バス。

（注2）高速ツアーバス：

高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バス。

（注3）会員制高速バス：

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

(通知例2)

番号

平成24年7月31日

都道府県旅行業担当部長 あて

地方運輸局長

高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について

高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）については、「バス事業のあり方検討会」報告書の内容を踏まえ、本年4月2日に新たな高速乗合バスへの一本化を進める方針を国土交通省として決定したところであり、本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保措置等の見直しを行った上で別添のとおり新たな高速乗合バス制度を本日制定したところです。

つきましては、別添通知例を参考に、高速ツアーバスを企画実施している旅行業者（貴（都道府）県において登録している者）に対し、今後1年以内を目標に高速ツアーバス等から高速乗合バスへできるだけ速やかに移行するよう指導するとともに、その実現に向けて適切な対応をお願いいたします。

(通知例)

番号

平成24年7月31日

高速ツアーバスを企画実施する第2種旅行業者の代表者あて

都道府県旅行業担当部長

高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について（要請）

高速バスはバス産業における成長分野であり、我が国の基幹的な公共交通機関として地域間交流の拡大を支える存在となっています。従来から都市間バス輸送を担ってきた高速乗合バス（注1）に加え、近年、高速ツアーバス（注2）及び会員制高速バス（注3）（以下「高速ツアーバス等」という。）が急速に輸送人員を伸ばしてきました。一方で、高速ツアーバス等については、急速な拡大の中で、法令が十分に遵守されていない場合があるとの指摘や実質的に同様のサービスを提供する高速乗合バスと高速ツアーバス等の両業態に規制の差があるのは問題であるとの指摘を踏まえ、国土交通省においては、「バス事業のあり方検討会」を設置し、高速バスをめぐる問題への対応について検討を進めて来ました。本年4月に公表された同検討会の最終報告においては、「高速ツアーバスは、高速乗合バスと実質的に同様のサービスを提供しているが、もともと道路運送法では必ずしも想定されていなかったビジネスモデルであるため、高速乗合バスに対する規制が適用されていない。この結果、安全性、利便性等の面で様々な問題が生じていることが指摘されており、実際の運行の過程で法令に違反したり、利用者から苦情が寄せられるケースなども生じている。このような状況を是正するためには、その運行の実態に応じた規制を適用することが必要であり、利用者の契約の相手方が運送事業者として安全確保の責任を負うなど、基本的に、高速乗合バスと同様の規制の下で運行が行われるべきと考えられる。」旨が指摘されたところです。

このため、国土交通省においては、高速ツアーバス等については、「バス事業のあり方検討会」報告書の内容を踏まえ、本年4月2日に新たな高速乗合バスへの一本化を進める方針を決定したところであり、4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保措置等の見直しを行った上で、別添のとおり新たな高速乗合バス制度を本日制定したところです。

については、今後1年以内を目標に貴社が企画実施、主催又は運行する高速ツ

アーバス等を高速乗合バスにできるだけ速やかに移行するよう要請致します。

なお、高速乗合バスへの移行に関して不明の点などがあれば、国土交通省自動車局旅客課乗合班又は最寄りの地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課若しくは沖縄総合事務局運輸部陸上交通課にお問い合わせ下さい。また、今後、高速乗合バスへの移行に関する調査や関係者ヒアリングを実施する予定であることを申し添えます。

（注1）高速乗合バス：

一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するいわゆる高速バス。

（注2）高速ツアーバス：

高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バス。

（注3）会員制高速バス：

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

国自安第96号
国自旅第318号
観観産第305号
平成24年10月31日

各地方運輸局企画観光部長 殿
自動車交通部長 殿
自動車監査指導部長 殿
自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿
(単名各通)

自動車局安全政策課長
旅客課長
観光庁観光産業課長

「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について

先般、「高速ツアーバス等の高速乗合バスへの早期移行について」(平成24年7月31日付け国自旅第238号、観観産第188号)を通達したところであるが、「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について、下記のとおり細部取扱を定めたので、了知されるとともに、対応に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、高速道路を経由しない運行など、「高速ツアーバス」又は「会員制高速バス」の定義に該当しない場合であっても、乗合バス類似行為と認められる場合については、従来のとおり乗合バスへの移行指導又は道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可の取得指導の対象となる。また、下記の定義等については、今後の募集型企画旅行商品の販売状況等を踏まえ、乗合バス類似行為の防止の観点から、適時適切に見直すこととしているので申し添える。

記

1.定義

(1)高速ツアーバス

高速道路^(注1)を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行^(注2)として運行される貸切バス^(注3)。

(注1)「高速道路」とは、高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。

(注2)「募集型企画旅行」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第2条第1項に規定する募集型企画旅行をいう。以下同じ。

(注3)道路運送法第21条に基づく乗合旅客の運送の許可を受けて運行されるもの及び実車走行距離が概ね50km未満のものを除く。以下同じ。

(2) 会員制高速バス

会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する2地点間の移動サービスのために運行される貸切バス。

(3) 高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの^(注1)をいう。

(注1)専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの。

2. 「高速ツアーバス」等に該当しない場合

(1) 高速ツアーバスに該当しない場合

旅行者が観光地を周遊する旅程の募集型企画旅行として運行される貸切バスや、以下の要件を満たす募集型企画旅行として運行される貸切バスは、「高速ツアーバス」には該当しないものとして取り扱う。

なお、具体の事例に係る判断に当たっては、乗合バス類似行為の防止の観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

【要件】

貸切バスを利用した運送サービス^(注1)を提供する募集型企画旅行であって、以下のいずれかを含むもの。

(ア) 宿泊サービス^(注2)の提供

(例.草津温泉一泊二日フリープラン)

(イ) 目的地での付随サービス^(注3)の提供又は一定の活動^(注4)の実施

(当該サービスの提供又は当該活動の実施が旅行の日程として募集広告、契約書面^(注5)等に明記され、その日程が旅程管理及び特別補償の対象となっているもの(選択が必須となっていない、いわゆる「オプションサービス」を除く。)に限る。例:東京ディズニーリゾート入場券付ツアー、乗鞍ハイキング日帰りツアー等)

(注1) 運送サービスの提供は往復に限らず、片道の場合を含む。

(注2) 「宿泊サービス」には、バス車中泊を含まない。

(注3) 「付随サービス」とは、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービスをいい、有料施設への入場券、観光施設(アウトレットモールを含む。)で利用可能な食事券・買い物券、スキー場のリフト券その他これらに類する券面の旅行者への交付を含む。

(注4) 「一定の活動」とは、スキー、登山、ハイキング、試合観戦、イベント参加その他これらに類する活動と認められるものをいう。

(注5) 「契約書面」とは、標準旅行業約款の募集型企画旅行の部第9条に規定する契約書面をいう。

なお、上記(ア)又は(イ)に該当する募集型企画旅行の旅行者と、これらには該当しない高速道路を経由する2地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行の旅行者が1両の貸切バスに混乗する場合は、当該車両は高速ツアーバスとして取り扱う。

また、形式的には上記(ア)又は(イ)の要件に該当する募集型企画旅行であっても、例えば以下のように、社会通念上、当該募集型企画旅行が2地点間の移動のみを主たる目的とするものと評価される場合は、「高速ツアーバス」として取り扱う。

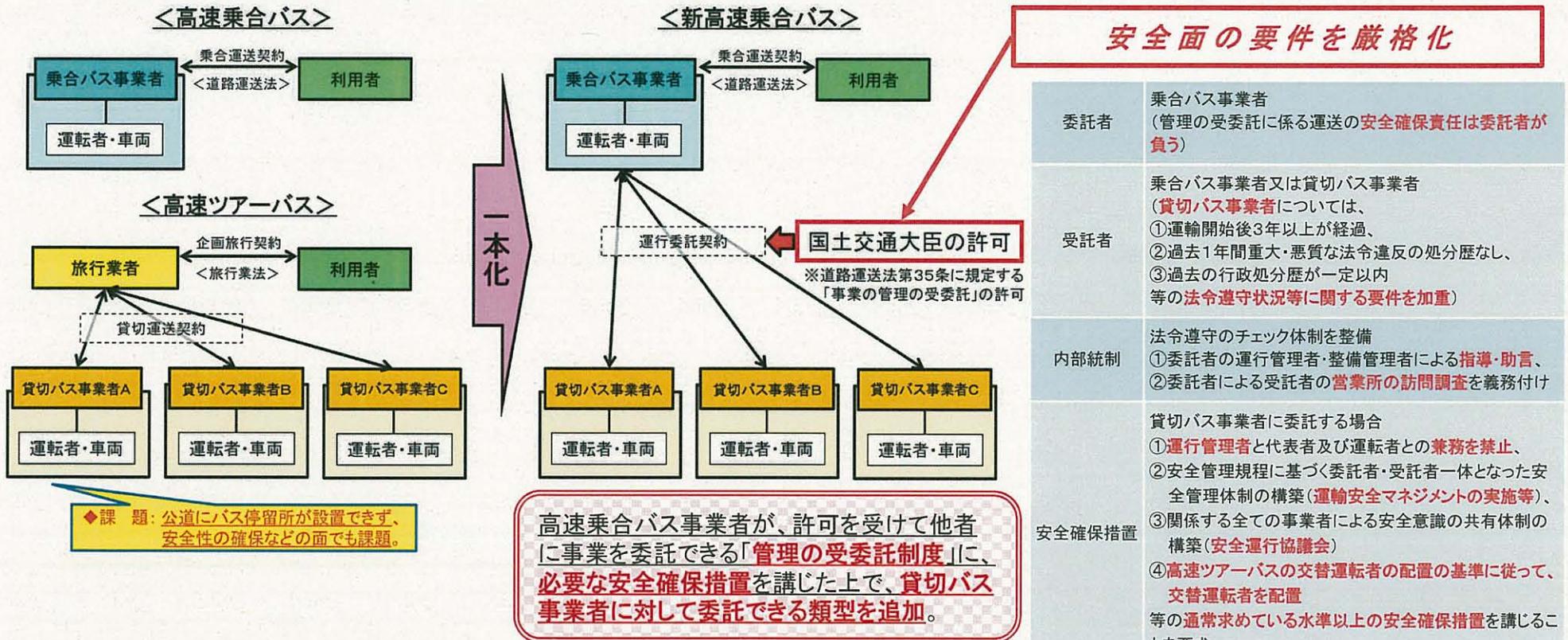
- ① 形式上は「付随サービス」が提供されているが、当該「付随サービス」が缶ジュース一本、おにぎり一つ等のごく廉価な物品の提供のみであったり、乗降場所付近でのアメニティ施設の利用(化粧室、シャワー室の利用等)のみであったり、観光施設等の割引券の交付のみである場合。
- ② 「スキーバス」、「登山バス」等と称しており、旅行の日程にも「スキー」、「登山」等が含まれているものの、乗降場所がスキー場や登山口等に行くには不便な場所であるなどの理由により、実際には当該「一定の活動」を行わない旅行者が相当程度含まれている場合。

(2) 会員制高速バスに該当しない場合

上記(1)に準じて取り扱うこととし、具体の事例に係る判断に当たっては、乗合バス類似行為の防止の観点から、運行の名目ではなく実態に着目して、適切に解釈を行うこととする。

<基本的な考え方>

- ① 高速ツアーバスから新高速乗合バスへ**早期に一本化**。(平成25年7月末目標)
- ② 高速ツアーバスの長所とされた柔軟な供給量調整・価格設定をできるだけ実現。
- ③ 関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえ、安全確保の観点から、**厳格に制度設計**。



需要動向に対応した運行計画・運賃設定の実現

- ① **運行計画**の事前届出期間の短縮 ⇒ 実施の「30日前」から「**7日前**」に短縮。
- ② **運賃・料金**の事前届出期間の短縮 ⇒ 実施の「30日前」から「**7日前**」に短縮。
- ③ **幅運賃**の設定 ⇒ 割引運賃について、運賃タイプ毎に、**上限額と下限額(上限額の80%以上)**の幅による届出が可能。